

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成22年1月22日

佐賀県収用委員会

会長 牟田清敬

- 1 起業者の名称 佐賀県知事 古川 康
- 2 事業の種類 田頭川災害関連緊急砂防事業
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

ア 収用の部分

土地の所在：唐津市相知町湯屋字本谷

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		決定した土地の区域の面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
7番3	山林	山林	15	15.36	15.36
17番2	山林	山林	386	384.67	46.65 (注)
17番2	山林	山林	386	384.67	4.19 (注)
23番	山林	山林	286	282.66	282.66

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

イ 使用の部分

土地の所在：唐津市相知町湯屋字本谷

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		決定した土地の区域の面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
17番2	山林	山林	386	384.67	40.95 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
溝上業彬	大阪府豊中市岡町南二丁目11番26号

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
なし	なし	なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年12月22日